

令和6年6月17日

指定障害福祉サービス事業者等
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

令和5年度分 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について

標記の件につきまして、令和5年度に処遇改善加算等を算定している事業者は、次のとおり必要書類を提出願います。

1 提出書類（提出データ）等

- （1）処遇改善実績報告書〔基本情報入力シート，別紙様式 3-1，別紙様式 3-2～一連エクセルファイル〕
 - （2）障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（特定加算における職員分の変更特例）〔別紙様式 3-3〕
- ※（2）は該当がある場合のみ

2 提出期限 令和6年7月31日（水）

3 提出方法 原則，旭川市電子申請システム（下記フォーム）により提出願います。

<https://logoform.jp/form/iLZf/613281>

4 留意事項

（1）提出データの作成について

- ①実績報告書の様式は年度毎に変更されていますので，必ず令和5年度の様式を使用してください。
- ②提出データにあらかじめ入力されている計算式等に変更しないようにしてください。
また，各シートは連動していますので，シートの構成も変更しないようにしてください。
- ③作成に当たっては，「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日付け障障発 0310 第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）及び記載例も参照願います。

（2）提出書類について

賃金改善額の根拠資料については提出不要となっていますが，それぞれの事業所において，賃金台帳等の改善した賃金を支給したことがわかる書類や，職員の勤務実績等がわかる書類を備え付けておいてください。

（3）賃金改善や実績報告が行われなかった場合について

- ①既に支払った賃金改善額が各加算額を下回るような場合は，一時金等を支給するなど，実績報告において下回ることがないよう賃金改善を行ってください。
- ②処遇改善加算等を算定していたにもかかわらず，実績の報告が行われない場合は不正請求として全額返還となる場合があるので御注意ください。

（4）その他

実績報告書の様式等は，旭川市のHPにも掲載しています。必要に応じて参照願います。

旭川市HP MENU>事業者向け>よく利用されるページ>障害福祉サービス等事業者向けトップページ>4－（4）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/seinsei1/d054013.html>

（提出先及び連絡先）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階
旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）
電話（0166）25-9849